

東灘区保護司会ホームページだより 令和4年4月1日



【お知らせ】

○東灘区保護司会総会 書面票決

○ホームページだより（動画）発信開始



【情報収集コーナー】

○令和4年3月9日 第72回“社会を明るくする運動”作文コンテストについて

法務省 MINISTRY OF JUSTICE

トップページ > 政策・委託金等 > 犯罪政策 > 社会を明るくする運動 > 第72回“社会を明るくする運動”作文コンテストについて

第72回“社会を明るくする運動”作文コンテストについて

第72回“社会を明るくする運動”作文コンテストを以下のとおり実施します。
第71回“社会を明るくする運動”作文コンテストでは、全国の小中学生の皆さんから29万1,638点の応募がありました。本年も皆さんからの御応募を心からお待ちしています。

応募規定

【応募資格】
全国の小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む）
【テーマ】
“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りに関して考えたことなどを題材としたものとします。
【原稿の枚数】
400字詰め原稿用紙3～5枚程度

○3月19日 「【YouTube 配信】広がっています。#再犯防止～みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会～」

⇒○令和4年度第1回オンライン自主研修

○メールマガジン第32号（4月1日）

東灘区保護司会では“社会を明るくする運動”作文コンテストの応募数を増やすため、今年はポスターを制作することにしました。

毎年5月に、保護司が学校を訪問し校長等に応募依頼をしていますが、学校の取組みには温度差があり、5年生全員が授業で作文を書くところもあるところもあるのが現状です。

そこで、応募校・応募数の増加を願い、ポスター制作を専門家に依頼することにしました。とかく保護司の発想では、子供たちに親しんでもらうために「ホゴちゃん、サラちゃん」などのキャラクターをメインに仕勝ちです。ところが、デザイナーに依頼してみると「作文コンテストの告知であることを大きくメインに扱い、どんなことを書けば良いのかわかりやすく伝える」説明型ポスターを提案して下さいました。

今までの”社会を明るくする運動”にはない「清楚なイメージ」、わかりやすいように工夫されているデザインと、関係者では大好評です。

作文コンテストの応募は「学校への依頼」だけでなく、「広報活動」すなわち、ポスターを学校掲示板に張っていただき、東灘区広報紙コミコミに投稿します。更に、東灘区保護司会のホームページからフェイスブック、インスタグラム、ツイッターと展開していきますので、どうか皆さんによるシェア、拡散をお願いします。

令和4年度 東灘区保護司会 第1回オンライン自主研修のご案内

- 【教材】法務省 Youtube MOJchannel にアクセス
- ①立ち直りの当事者と語る再犯防止
 - ②検察における入口支援
 - ③再犯防止って誰のため？～FC 東京の取組～
 - ④市民が市民に寄り添う
- を ご覧になって下さい



【自主研修の要領】
ご関心になった感想、意見を100字程度にまとめて
東灘区保護司会広報部宛
「所属支部」「氏名」「視聴月日」を記入してメールください。（支部長による代行メールでも結構です）
送付期限は令和4年4月30日（土）です。（期限遵守と100字程度の感想・意見は必須です）

○3月30日 公開シンポジウム「イタリアの実践から日本の少年司法について考える」【犯罪

○4月1日 少年法が変わります！

改正少年法が2022年（令和4年）4月1日に施行されます。

少年法の仕組み

- 1. 罪を犯した少年の処分**
 - 少年の事件は、**全てが家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定**します。
 - 家庭裁判所が決定する処分には、**検察官送致（逆送）、保護処分**などがあります。
 - ▷ **逆送決定された後は、原則として検察官により刑事裁判所に起訴**され、懲役刑、罰金刑などの**刑罰が科**されます。
 - ▷ 保護処分には、少年院に収容する**少年院送致**と社会内で保護観察官や保護司の指導を受ける**保護観察**などがあります。
- 2. 「逆送」される場合**
 - 家庭裁判所が保護処分ではなく**刑罰を科すべきと判断**した場合に、逆送決定がされます。
 - 重大な事件（**原則逆送対象事件**）（※1）については、**原則として逆送決定**がされます。

（※1）現在の原則逆送対象事件は、16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件です。

少年事件の手続の概要

改正少年法の主なポイント

詳細は法務省HP

- ポイント① 少年法の適用**
 - 18・19歳も「**特定少年**」として引き続き少年法が適用され、**全てが家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定**します。
 - ただし、**原則逆送対象事件の拡大**や逆送決定後は**20歳以上の者と原則同様に取り扱**われる（※2）など、**17歳以下の者と異なる取扱い**がされます。

（※2）例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年（17歳以下の少年の場合は15年）になります。
- ポイント② 原則逆送対象事件の拡大**
 - 原則として逆送決定がされる**原則逆送対象事件**に、18歳以上の少年（**特定少年**）のとき犯した**死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件**（※3）が追加されます。

（※3）例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強姦性交等罪、組織的詐欺罪などが該当します。
- ポイント③ 実名報道の解禁**
 - 少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年（**特定少年**）のとき犯した事件について**起訴された場合**（※4）には、**禁止が解除**されます。

（※4）略式手続（非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続）の場合は除きます。

【地域からの頼り】

○3月4日大森保護司投稿（中央区保護司会）
2月初旬に更生保護サポートセンターの防犯対策としてテレビインターホンを取り付けました。



【メッセージ】

○3月28日 全国保護司連盟HPに投稿

【会員の投稿（保護司関連の話）】

○3月10日 FACEBOOK 長束保護司

○3月12日 韓国ドラマ「未成年裁判」は何が面白い？Netflixで連日1位（和田保護司）
全10話 ハマってしまいました。ところで、書類の綴じ方が日本と全く違うのにビックリ。タテ用紙を短辺綴じ、片面印刷。分厚くなるが、凄い速度でのめくり。余談ですが。

○3月11日 寄り添い弁護士制度研修報告
(中瀬保護司)

和田会長からご案内頂いた兵庫県弁護士会主催の「寄り添い弁護士制度研修」に参加しました。更生保護との関係も深く、また、自治体の福祉施策とも連携が図られている事が分かりました。4では、高齢の女性の刑務所出所後の処遇で、生々しい話で関係機関のチームワークの重要性が必要だと理解できました。ためになる研修でした。

(注) 兵庫県弁護士会→兵庫県保護司会連合会→保護区保護司会→東灘区保護司会員)

寄り添い 弁護士制度

研修のご案内

判決後・審判後も、誰一人取り残さない社会に向けて
～弁護士は社会復帰を支えます～

日時：2022年(令和4年)3月10日(木)午後2時30分～午後5時
場所：兵庫県弁護士会本館(Zoomによるオンライン参加可)
申込方法：下記の申込フォームまたは右のQRコードから
お申込みください。
申込フォーム：<https://ws.formzu.net/dmt/S27966572/>

寄り添い弁護士制度とは

弁護士による「中絶・出口支援」です。兵庫県弁護士会では、保護司・刑務所や矯正院、少年院を出た方の兵庫県内での社会復帰を中心に支援しています。

新卒も、適性やタイミングや職種の考慮を受けようとするだけでなく、仕事・転職や再就職で社会内で安定した生活する機会を創出する可能性があります。弁護士は、弁護士、弁護士、転職のサポートにもご依頼頂きます。ノウハウの共有と寄り添い心を持ってサポートします。ぜひご依頼ください。

720分(予定)

【第1部】 国府津市の社会復帰支援
国府津市保護司会 国府津市保護司 国府津市 国府津市 国府津市

【第2部】 加西市の高齢女性刑務所出所後の再就職
加西市保護司会 加西市保護司 加西市 加西市 加西市

【第3部】 加西市の高齢女性刑務所出所後の再就職
加西市保護司会 加西市保護司 加西市 加西市 加西市

【第4部】 加西市の高齢女性刑務所出所後の再就職
加西市保護司会 加西市保護司 加西市 加西市 加西市

お問い合わせ先：兵庫県弁護士会 TEL: 078-241-7083

○3月24日 新聞記事紹介その1 (羽島名誉会員)

「大量定年」瀬戸際の保護司

2022.3.24産経新聞

高齢化する保護司の平均年齢 65.0歳

61.3歳 65.0歳

年齢別割合(令和3年12月1日現在)

40歳未満	0.8%
40～49歳	5.4%
50～59歳	14.9%
60～69歳	43.6%
70歳以上	35.4%

高齢化「よき隣人」の限界

「大量定年」瀬戸際の保護司。2022年3月24日産経新聞の記事。保護司の平均年齢が65.0歳に達していることが明らかになった。記事は、保護司の役割と高齢化による課題について詳しく解説している。

真治安論

1 音階階での保釈率の推移

2 裁判所再犯のおそれ度外視

3 再犯率4倍 就労の壁

4 前科内容でも差雇用進まず

○3月26日 新聞記事紹介その2 (羽島名誉会員)

保釈率 世論で乱高下

裁判所再犯のおそれ度外視

1 音階階での保釈率の推移

2 裁判所再犯のおそれ度外視

3 再犯率4倍 就労の壁

4 前科内容でも差雇用進まず

真治安論

保釈率が認められる要件

裁判所再犯のおそれ度外視

再犯率4倍 就労の壁

前科内容でも差雇用進まず

○3月27日 新聞記事紹介その3 (羽島名誉会員)

再犯率4倍 就労の壁

前科内容でも差雇用進まず

再犯率4倍 就労の壁

前科内容でも差雇用進まず

真治安論

再犯率4倍 就労の壁

前科内容でも差雇用進まず

○3月26日 兵庫県弁護士会 映画「子どもたちをよろしく」オンライン上映会

3月26日(土)午前での、1時間45分にわたるリアルで重たく苦しい映画に疲れた。更に、上映終了後の東京新聞望月記者の12分コメント、これも強烈で、圧倒された。「大人社会の歪み 子どものいじめ 子ども社会の葛藤 直結していることがよく表れていたのではないかと思います」「もし彼のそばに 一人でも彼の苦しみに寄り添える大人がいれば 母親、父親、第三者の先生大人たち」「この映画は 子どもを追い込んでいくのは何よりも 大人社会の歪み だということ を伝えていきます」などのコメントが印象に残った。(和田保護司投稿)



○3月27日 兵庫県弁護士会 映画「子どもたちをよろしく」を視聴して

昨日、「子どもたちをよろしく」映画を観て、「重たい主題の映画だった」「朝からストレスが溜まった。望月記者のコメントで内容が理解できた」といった感想が保護司から寄せられました。私もリアルで重たく苦しい映画に疲れました。

ところで、兵庫県弁護士会会長が終わりの挨拶で「この映画をご覧になって、心底疲れておられるのではないのでしょうか・・・フィクションではなくリアリティに富んでいる・・・この映画は弁護士たちにむけられている・・・ひとりひとりの大人として『子どもたちをよろしく』とのメッセージ・・・。」と語っていました。

一方、昨年の暮れNHKBSドラマ「生きて、ふたたび 保護司・深谷善輔」そしてWOWOWドラマ・その後映画化「前科者」で保護司の寄り添う姿が描かれています。まさに、「子どもたちをよろしく」終了後の東京新聞望月記者のコメント「もし彼のそばに 一人でも彼の苦しみに寄り添える大人がいれば 母親、父親、第三者の先生大人たち」のひとつの解かも知れません。

また、3月10日の兵庫県弁護士会主催の「寄り添い弁護士制度研修」そして3月19日法務省「【YouTub 配信】広がっています。#再犯防止～みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会～」での「検察による入口支援」が、求められる解といます。

どうか、「子どもたちをよろしく」の続編を制作してください。「この映画はフィクションである。しかし、その中に出てくることはひとつひとつすべてリアルの現実だと。フィクションだからこそリアルティを追求することができたんだ」で

終わらないようお願いします。(和田保護司投稿)

【会員の投稿(その他)】

○3月9日 FACEBOOK 道谷保護司

道谷 卓
13時間前 · 🌐

先週に引き続き、2週連続で、朝日放送の報道番組「キャスト」の「なんでやねん!」の取材ロケに郷土史家として行ってきました。今回は、久々に本拠地、神戸です。

今日の疑問は、『鳥肌もの! ? 神戸の公園に奇妙な七不思議があるの なんでやねん! ?』で、今回は、番組のキャスター・古川昌希アナウンサーと、はじめての顔合わせでジャーニーズの「A.B.C-Z」河合郁人さんと3人で担当しました。神戸市中央区にある諏訪山公園の謎にせまりました!!いつものように調査の途中お二人から電話で取材を受け、最終的に現地に行き謎解きの解説をしてきました。その答えは是非、番組でどうぞ!

放送は再来週、3月22日(火)午後6時00分から7時までの間のどこかで流れる予定です。

(今日は、晴れていたのですが、現地で撮った古川アナとの写真を貼っておきます!!河合さんとの写真も撮りましたが、肖像権の関係でアップできません、悪しからず。)



○3月22日 FACEBOOK 道谷保護司

今日(3月22日)の朝日放送「キャスト」の「なんでやねん! ?」、先週に引きで多くの方々にご覧いただいたようで、ありがとうございました。

今日の疑問は、「神戸絶景デートスポット公園にトリハダものの七不思議あるの、なんでやねん! ?」で、中央区にある諏訪山公園の謎を解明しました。と言っても、今回のネタは、長く神戸にお住まいの方なら、番組の冒頭で答えがわかってしまったのではないのでしょうか!

今、諏訪山公園内にある「子供の園」の遊具は、もともとここにあった「諏訪山動物園」の施設を有効活用したものです。番組で、古川アナと河合さんは、諏訪山公園の北の入口にあたる「ビ

道谷 卓
7時間 · 🌐

今日(3月22日)の朝日放送「キャスト」の「なんでやねん! ?」、先週に引き続き2週連続で多くの方々にご覧いただいたようで、ありがとうございました。今日の疑問は、「神戸絶景デートスポット公園にトリハダものの七不思議ある

今回は自信あり!

姫路看護大学 道谷 卓先生に電話

「ナスブリッジ」から金星台に降り、そこから「子供の園」に入るというルートで七不思議を辿っていきました。番組でも解説した通り、この七不思議の4つが、謎の答えに関係あるもので、その答えと言うのは、ここは、かつて「諏訪山動物園」という動物園があった場所だということです。諏訪山動物園の解説は、答え合わせの後、現地で詳しくお話ししたのですが、その内容は、古川アナのナレーションと昔の映像で済まされてしまいました。

正直、この企画の相談を受けたとき、神戸市民ならこのネタは結構知っていると思うとアドバイスしたのですが、担当ディレクターは「大丈夫！二人は、絶対間違えるでしょう。」と言われるので、大丈夫かなと思いつつロケに向かいました。結果は私の予想通り、今回、お二人は正解を導き出し、私ははじめて100点満点を宣言しました。

参考までに、この「諏訪山公園」については、拙著『神戸歴史トリップ』のWeb版『中央区歴史物語』（神戸市中央区役所のホームページで公開中）の中の「諏訪神社と諏訪山公園」の項目で解説していますのでご参照ください。

【事業報告】

○本山支部会

日時 3月3日(木) 19:00~20:00

場所 東灘区更生保護サポートセンター

出席者 和田、松澤、山下、川西、永井、藤田、井上、中瀬保護司

オンライン 石田保護司

議題

・連絡事項

- ホームページだより1月、2月号の説明
- 令和4年度総会について
- 作文コンテストのポスター制作について
- 保護観察経過報告書の作成・提出のICT化の開始について

・処遇会議

ある保護司の対象者処遇について意見交換

- ・その他 情報交換 (和田保護司投稿)



○魚崎支部会

日時 3月5日(土) 18:30~19:30

場所 魚崎西町会館

出席者 石畠、西口、宮田、清原、石岡、高橋、

松村、板井、鳥井、長束保護司

議題

①連絡事項

- 東灘区保護司会ホームページだより
- 日更女だより
- 兵庫更女だより

②自主研修

- 保護司専用HP”H@”からの報告書制作

③令和4年度東灘区保護司会総会について

- 書面決議になります

④情報交換

- 学校連携事業 魚崎中学校へごあいさつ
- 研修旅行 (長束保護司投稿)



○本山支部会 新任保護司候補者の確保活動

月日 3月10日(木) 19:00~20:00

場所 喫茶ユニーク(阪急岡本駅前)

出席者 和田・松澤保護司、新任保護司候補者
資料をもとに和田保護司が説明し、その後、質疑応答で閉店20時まで話し合いました。事前に東灘区保護司会ホームページ「保護司へのお誘い」コーナーをご覧になり、幅広い質問を投げかけられました。とても有意義な話し合いで、良い感触でした。(和田保護司投稿)



○第72回“社会を明るくする運動”東灘区推進委員会第1回打合せ会

月日 3月15日(火) 15:00~16:20

場所 東灘区役所4階会議室

出席者 東灘区役所まちづくり課係長、担当
東灘区保護司会 和田、松澤、米倉保護司

議事

- 1 「社会を明るくする集い」について
- 2 「パネル展」について

- 3 「小・中学生作文コンテスト」について
 - 4 「大学生等メッセージ動画コンテスト」について
 - 5 「だんじり広場イベントが不可の場合」について
 - 6 「チラシ」について
 - 7 「ティッシュ」について
 - 8 「全体スケジュール」について
 - 9 その他
- について意見交換をしました。久しぶりに、80分間、みっちり仕事をしました。(和田保護司投稿)



○神戸市保護司会連絡協議会理事会

月日 3月16日(水) 10:30~13:00
 場所 チサンホテル神戸 3階 六甲の間
 出席者 和田会長
 令和3年度予算執行状況及び同事業実施結果、令和4年度事業計画、同予算、令和4年度総会開催などを審議した後、1時間程度、保護司専用ホームページ、全国保護司連盟ホームページなどICT化関係について意見交換が行われた。(和田保護司投稿)



○神戸市東灘区社会福祉協議会令和3年度第2回評議員会

日時 3月25日(金) 14:00~15:00
 場所 東灘区役所4階 大会議室
 出席者 和田会長
 令和3年度第2回評議員会が対面で開催されました。令和3年度補正予算(案)、令和4年度事業計画(案)及び予算(案)、報告事項が承認されました。私は東灘区保護司会 会長として参加しましたが、二人の支部長さんは保護司会とは別

に、それぞれの地区委員会・協議会の会長、副会長で評議員になられています。ところで、東灘区こどもの居場所MAP(こども食堂、学習支援16か所)が配られ、そのなかに東灘区の保護司さん、東灘地区BBS会員が手伝っている「こども食堂ほんわかキッチン」が載っていました。東灘区保護司会のみなさんは、地域で幅広く活躍されています。ありがとうございます。



○住吉支部会

日時 3月26日(土) 10:00~11:00
 場所 佐々木保護司宅
 出席者 羽島名誉会員、
 葉山、泉川、大野、米倉保護司

議題

- ・令和4年度東灘区保護司会総会について(書面表決で行います)
- ・令和4年度社明活動について(社明の集い、展示、社明物資等について)
- ・社明作文コンテスト募集の依頼について
- ・社明パネル作成について
- ・経過報告書等について
- ・オンライン自主研修について
- ・保護司推薦者の検討
- ・その他(今後の予定、意見・情報交換、他)

まん延防止措置が解除され、久しぶりの住吉支部会を開催いたしました。名誉会員羽島さんからたくさんのアドバイスも頂き、皆さんと活発な意見交換が出来ました。(米倉保護司投稿)

